別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○農林水産省告示第二千四百五十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十五年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十四年十一月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

平成二十五年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十第二項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	一一、六二〇円、一〇、四六〇円、九、三〇〇円、八、一三〇円、六、九七〇円（対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成二十五年産の春植えばれいしょの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付を受けるもの（同年産の春植えばれいしょについて農業災害補償法第八十四条第一項第六号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができない者を除く。）が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、一八、五一〇円、一六、六六〇円、一四、八一〇円、一二、九六〇円、一〇、四六〇円、九、三〇〇円、八、一三〇円）
二類	北海道及び東京都の区域	三〇、五八〇円、二七、五二〇円　二四、四六〇円　二一、一八〇円、一六、六二〇円
	福島県の区域	四三、三九〇円、三九、〇五〇円　三四、七一〇円　三〇、三七〇円、二六、〇三〇円
	熊本県の区域	四五、三一〇円、四〇、七八〇円　三六、二五〇円　三一、七二〇円、二七、一九〇円
	宮崎県の区域	五四、五二〇円、四九、〇七〇円　四三、六二〇円　三八、一六〇円、三三、七一〇円
	鹿児島県の区域	四九、七五〇円、四四、七八〇円　三九、八〇〇円　三四、八三〇円、二九、八五〇円
三類	北海道及び東京都の区域	六〇、七一〇円　五四、六四〇円　四八、五七〇円　四二、五〇〇円、三六、四三〇円
	長野県の区域	八五、六〇〇円　七七、〇四〇円　六八、四八〇円　五九、九二〇円、五一、三六〇円
	長崎県の区域	一六七、七一〇円　一五〇、九四〇円　一三四、一七〇円、一一七、四〇〇円、一〇〇、六三〇円
	熊本県の区域	九〇、一六〇円　八一、一四〇円　七二、一三〇円　六三、一〇〇円、五四、八〇円
四類	北海道及び東京都の区域	四五、四六〇円　四〇、九一〇円　三六、三七〇円　三一、八二〇円、二七、二八〇円
	福島県の区域	六二、〇一〇円　五五、八一〇円　四九、六一〇円　四三、四一〇円、三七、二一〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	七〇、六〇〇円　六三、五四〇円　五六、四八〇円　四九、四二〇円、四二、三六〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	三九、六一〇円　三五、六五〇円　三一、六九〇円　二七、七三〇円、二三、七七〇円
	長崎県の区域	九八、二三〇円　八八、四一〇円　七八、五八〇円　六八、七六〇円、五八、九四〇円
	熊本県の区域	五六、二三〇円　五〇、六一〇円　四四、九八〇円　三九、三六〇円、三三、七四〇円
	鹿児島県の区域	八九、二五〇円　八〇、三三〇円　七一、四〇〇円　六二、四八〇円、五三、五五〇円

○農林水産省告示第二千四百五十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十五年産のスイートコーンに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十四年十一月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

平成二十五年産のスイートコーンに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該スイートコーンに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十第二項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	三二、六三〇円、二九、三七〇円　二六、一〇〇円　二二、八四〇円、一九、五八〇円